

～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 令和元年度の保険料等について

■ 6月に保険料額をお知らせします ■

令和元年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 50,205 円 (前年 50,205 円)	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成 30 年中の所得 - 33 万円) × 10.59% (前年 10.59%)	=	1 年間の保険料 【限度額 62 万円】 (前年 62 万円) ※ 100 円未満切り捨て
---	---	--	---	---

○1年間の保険料の上限額は62万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆ 保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和 29 年 1 月 1 日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに 15 万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	8 割軽減	【年額】10,041 円 (前年 5,020 円)
33 万円	8.5 割軽減	【年額】7,530 円 (前年 7,530 円)
33 万円 + (28 万円 × 世帯の被保険者数) (前年 27 万 5 千円)	5 割軽減	【年額】25,102 円 (前年 25,102 円)
33 万円 + (51 万円 × 世帯の被保険者数) (前年 50 万円)	2 割軽減	【年額】40,164 円 (前年 40,164 円)

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が 5 割軽減となります。ただし、所得の状況により軽減割合が 8 割、または 8.5 割に該当することがあります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険は含まれません。

《被保険者の皆様へお願い》

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付書（通知書）は、**令和元年 6 月 10 日発送予定**です（年金から天引きのみの方は、6 月中に別途発送予定）。

納付書が届きましたら、氏名、金額、支払方法をご確認のうえ、納期内の納付についてご協力をお願いします。

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 後期高齢者医療担当 ☎ 76 - 2151 (内線 228・237)
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

国民健康保険のお知らせ

① 国保税の課税限度額が変わります

国民健康保険税（国保税）は、被保険者（加入者）の皆様が病气やけがをしたときの医療費などに使われる大切な財源です。

近年、医療費が増加傾向にあります。その中でも皆様の健康を守るため、国保税の健全運営を図っていく必要があります。

このたび、地方税法が改正され、それを受けて令和元年度から掛かる国保税の課税限度額を以下のとおり改正しましたので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〈令和元年度国民健康保険税の税率一覧表〉

	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	課税限度額
	前年所得課税総所得金額	加入者固定資産税【土地・建物】	加入者 1 人につき	加入世帯 1 世帯につき	1 世帯あたりの年間最高納付額
医療保険分	6.8% (変更なし)	30.0% (変更なし)	24,700 円 (変更なし)	24,700 円 (変更なし)	(旧) 580,000 円 ↓ (新) 610,000 円
後期高齢者支援分	1.55% (変更なし)	8.2% (変更なし)	6,800 円 (変更なし)	6,400 円 (変更なし)	190,000 円 (変更なし)
介護保険分	0.77% (変更なし)	7.0% (変更なし)	8,400 円 (変更なし)	5,600 円 (変更なし)	160,000 円 (変更なし)

Q1 今回改正された「課税限度額」とはなんですか？

A1 国保税は、世帯ごとに一定の率により（所得割、資産割、均等割、平等割）税額が算出されますが、納める額には上限が設けられており、これを「課税限度額」といいます。算出した額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。

Q2 どうして課税限度額を改正するのですか？

A2 国保税は、課税限度額以上は課税されませんが、相対的に所得の多い世帯よりも中低所得者の負担が大きくなります。そこで課税限度額を引き上げることによって、負担をよりできるだけ公平になるようにします。

Q3 課税限度額を改正しないとどうなるのですか？

A3 国保事業の財源は、国と道の補助金と国保税等で賄われており、改正しない場合は不足分を国保税で賄うこととなりますので、国保税率の改定が必要になってきます。

② 国保税の軽減判定所得が変わります

国民健康保険税（国保税）には、世帯の所得金額に応じて、均等割額、平等割額を軽減する制度がありますが、令和元年度から、そのうち 5 割軽減と 2 割軽減の該当者の判定基準が変わります。具体的には判定表のとおりですが、軽減判定所得額を引き上げることによって、軽減の対象者の範囲を広げることが目的です。

〈令和元年度からの軽減判定表〉

7 割軽減の軽減判定所得	世帯の総所得が 33 万円以下 (変更なし)
5 割軽減の軽減判定所得	(旧) 世帯の総所得が 33 万円 + 27 万 5 千円 × (被保険者数) 以下 ↓ (新) 世帯の総所得が 33 万円 + 28 万円 × (被保険者数) 以下
2 割軽減の軽減判定所得	(旧) 世帯の総所得が 33 万円 + 50 万円 × (被保険者数) 以下 ↓ (新) 世帯の総所得が 33 万円 + 51 万円 × (被保険者数) 以下

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 ☎ 76 - 2151 (内線 228・229)